

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
計	900,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年6月29日)	上場金融商品取引所名	内容
普通株式	421,320,739	633,291,754	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	421,320,739	633,291,754	—	—

(注) 提出日現在における事業年度末からの発行済株式数の増加は、平成22年4月1日を効力発生日とするあいおい損害保険株式会社及びニッセイ同和損害保険株式会社との間の株式交換に際して新株式を発行したことによるものであります。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日	421,320	421,320	100,000	100,000	179,191	179,191

(注) 1 平成20年4月1日の発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、三井住友海上火災保険株式会社の株式移転による当社の設立に際して新株式を発行したことによるものであります。

2 平成22年4月1日を効力発生日とするあいおい損害保険株式会社及びニッセイ同和損害保険株式会社との間の株式交換により、発行済株式総数が211,971千株、資本準備金は550,064百万円増加いたしました。同日現在の発行済株式総数は633,291千株、資本準備金残高は729,255百万円であります。

(6) 【所有者別状況】

(平成22年3月31日現在)

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	2	164	49	805	534	8	34,426	35,988	—
所有株式数 (単元)	132	1,393,984	47,442	516,947	1,738,307	92	505,752	4,202,656	1,055,139
所有株式数の 割合 (%)	0.00	33.17	1.13	12.30	41.37	0.00	12.03	100.00	—

(注) 1 自己株式6,367,110株は、「個人その他」に63,671単元、「単元未満株式の状況」に10株含まれております。

2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ12単元及び27株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

(平成22年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式 数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	22,975	5.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託 口)	東京都港区浜松町2-11-3	22,418	5.32
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀 行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4-16-3)	11,555	2.74
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀 行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4-16-3)	10,336	2.45
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命証券管理部内	9,964	2.36
NATSCUMCO (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	111 WALL STREET NEW YORK, NEW YORK 10015 (東京都千代田区有楽町1-1-2)	9,070	2.15
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀 行決済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島4-16-3)	6,518	1.55
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社)	東京都中央区築地7-18-24 (東京都中央区晴海1-8-11)	6,077	1.44
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DR HOLDERS (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	C/O THE BANK OF NEW YORK MELLON 101 BARCLAYS STREET, 22ND FLOOR WEST, NEW YORK, NY10286 U. S. A. (東京都千代田区丸の内2-7-1)	5,640	1.34
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT CHINA TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3-11-1)	5,118	1.21
計		109,675	26.03

(注) 1 上記のほか当社保有の自己株式6,367千株(1.51%)があります。

2 BRANDES INVESTMENT PARTNERS, L.P. から平成22年3月31日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成22年3月26日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
BRANDES INVESTMENT PARTNERS, L.P.	11988 EL CAMINO REAL, SUITE 500, SAN DIEGO, CA 92191 U. S. A.	30,899	7.33

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成22年3月31日現在)

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,367,100	—	単元株式数100株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 413,898,500	4,138,985	同上
単元未満株式	普通株式 1,055,139	—	一単元 (100株) 未満 の株式
発行済株式総数	421,320,739	—	—
総株主の議決権	—	4,138,985	—

(注) 1 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,200株含まれております。

なお、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数12個は、「議決権の数」欄に含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が27株、自己株式が10株含まれております。

② 【自己株式等】

(平成22年3月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
(自己保有株式) 三井住友海上グループ ホールディングス株式 会社	東京都中央区新川 2-27-2	6,367,100	—	6,367,100	1.51
計	—	6,367,100	—	6,367,100	1.51

(注) 当社は、平成22年4月1日付で、商号をMS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社、住所を東京都中央区八重洲1-3-7にそれぞれ変更いたしました。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式（会社法第155条第3号、第7号及び第9号に掲げる事由に基づく取得）

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

(平成22年6月29日現在)

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会（平成21年5月20日）での決議状況 （取得期間 平成22年1月5日～平成22年3月24日）	5,000,000	10,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	4,329,200	9,999,814,800
残存決議株式の総数及び価額の総額	670,800	185,200
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	13.4	0.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	13.4	0.0

(平成22年6月29日現在)

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会（平成22年4月30日）での決議状況 （取得期間 平成22年4月30日）	7,374	19,976,166
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式	7,374	19,976,166
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

(平成22年5月31日現在)

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	19,354	48,202,469
当期間における取得自己株式	13,346	34,336,322

(注) 当期間における取得自己株式には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式を含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

(平成22年5月31日現在)

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡し)	2,087	5,168,552	2,419	5,997,703
保有自己株式数	6,367,110	—	6,385,411	—

(注) 当期間におけるその他及び保有自己株式数には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式を含めておりません。

3【配当政策】

当社は、グループシナジーの追求による経営効率化、成長戦略の推進により収益力の向上を実現し、会社の業績に応じた適切な利益還元を実施することにより、株主の皆さまのご期待にお応えしていきたいと考えております。一方、保険事業の性格上、必要な内部留保の充実に努めていくことも必要と考えております。

これを踏まえ、当社では、1株当たりの配当水準の安定性を維持することを基本としつつ、収益力を高めることによって増配基調を目指し、中期的にグループコア利益の50%相当額を目処に配当と自己株式の取得により利益還元を行うことを基本方針としております。

また、毎期の配当の回数に関する方針は、中間配当及び期末配当の年2回を基本としております。なお、これらの配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

当事業年度の期末配当金につきましては1株当たり27円とし、年間配当金は中間配当金27円と合わせて1株につき54円といたしました。

内部留保資金につきましては、担保力の増強を図るとともに、事業環境の変化に備えるべく、経営基盤の強化に向け有効投資してまいります。

なお、資本効率の改善と株主の皆さまへの利益還元を目的として、当事業年度に市場買付により4,329,200株の自己株式の取得（取得総額9,999百万円）を実施いたしました。

当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成21年11月19日 取締役会決議	11,320	27
平成22年6月29日 定時株主総会決議	11,203	27

(注) グループコア利益は、当社グループ全体の経常的な収益力を示す当社独自の指標であり、連結当期純利益を基礎に、長期保有目的の株式売却損益等の臨時的な損益を控除するなどの加減算を行うことにより算出しております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	4,500	3,060
最低(円)	1,635	1,986

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年 10月	平成21年 11月	平成21年 12月	平成22年 1月	平成22年 2月	平成22年 3月
最高(円)	2,510	2,310	2,515	2,555	2,328	2,608
最低(円)	2,050	1,986	2,225	2,262	2,151	2,251

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

(平成22年6月29日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役社長 社長執行役員 (代表取締役)	—	江頭 敏明	昭和23年 11月30日生	昭和47年4月 大正海上火災保険株式会社(現三井住友海上火災保険株式会社)入社 平成7年4月 同社火災新種商品企画部保証信用保険室長 平成9年6月 同社社長室部長 平成11年4月 同社商品業務統括火災新種業務部長 平成12年5月 同社社長室(休職 社団法人日本損害保険協会出向)部長 平成13年4月 同社商品業務統括火災新種業務部長 平成13年10月 同社執行役員火災新種保険部長 平成14年6月 同社執行役員中国本部長 平成15年6月 同社常務執行役員中国本部長 平成16年4月 同社常務執行役員神奈川静岡本部長 平成17年10月 同社常務執行役員神奈川静岡本部長兼同本部損害サービス改革本部長 平成18年4月 同社共同最高経営責任者 平成18年6月 同社取締役社長共同最高経営責任者 平成18年8月 同社取締役社長最高経営責任者 平成18年9月 同社取締役社長 社長執行役員 平成20年4月 当社取締役社長 平成21年4月 当社取締役社長 社長執行役員(現職) 平成22年4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員(現職)	(注)3	12,400
取締役 執行役員 (代表取締役)	—	立山 一郎	昭和18年 6月8日生	昭和42年4月 同和火災海上保険株式会社(現ニッセイ同和損害保険株式会社)入社 平成3年6月 同社火災新種部長 平成6年4月 同社火災新種業務部長 平成7年6月 同社取締役有価証券部長 平成9年6月 同社常務取締役 平成9年9月 同社常務取締役収益対策本部副本部長 平成11年6月 同社常務取締役収益対策本部長 平成12年4月 同社常務取締役構造改革推進本部長 平成13年4月 同社専務取締役構造改革推進本部長 平成14年4月 同社専務取締役 平成17年6月 同社取締役副社長 平成18年4月 同社取締役社長(現職) 平成22年4月 当社取締役執行役員(現職)	(注)3	16,127
取締役 執行役員 (代表取締役)	—	児玉 正之	昭和22年 11月11日生	昭和45年4月 大東京火災海上保険株式会社(現あいおい損害保険株式会社)入社 平成元年7月 同社東京第四ブロック長兼東京第五ブロック長 平成2年4月 同社東京営業第三部長 平成4年7月 同社東京営業推進室長 平成6年4月 同社企業保険第四部長 平成8年4月 同社営業推進部長 平成10年4月 同社総合企画部長 平成10年7月 同社理事茨城営業本部長兼茨城営業第一部長 平成12年4月 同社執行役員営業推進部長 平成13年4月 同社執行役員 平成13年6月 同社取締役業務・システム本部長 平成14年4月 同社常務取締役業務・システム本部長 平成15年4月 同社専務取締役営業推進本部副本部長 平成15年5月 同社専務取締役業務・システム本部長兼営業推進本部副本部長 平成16年4月 同社取締役社長 平成22年4月 当社取締役執行役員(現職) あいおい損害保険株式会社取締役副会長(現職)	(注)3	17,480

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役員 (代表取締役)	—	柄澤 康喜	昭和25年 10月27日生	昭和50年4月 住友海上火災保険株式会社入社 平成10年6月 同社広報部長 平成12年2月 同社社長室長兼業務管理部長 平成12年4月 同社社長室長 平成13年10月 三井住友海上火災保険株式会社経営企画部業務企画特命部長 平成14年7月 同社金融サービス本部財務企画部長 平成16年4月 同社執行役員経営企画部長 平成17年6月 同社取締役執行役員経営企画部長 平成18年4月 同社取締役常務執行役員 平成20年4月 当社取締役 三井住友海上火災保険株式会社取締役専務執行役員 平成21年4月 当社取締役専務執行役員 平成22年4月 当社取締役執行役員（現職） 三井住友海上火災保険株式会社取締役社長 社長執行役員（現職）	(注) 3	8,200
取締役 専務執行役員	—	藤本 進	昭和23年 12月5日生	昭和47年4月 大蔵省入省 平成10年6月 同省横浜税関長 平成11年7月 同省大臣官房審議官 平成14年7月 欧州復興開発銀行理事 平成17年8月 三井住友海上火災保険株式会社顧問 平成19年6月 同社取締役 平成20年4月 当社取締役 三井住友海上火災保険株式会社取締役常務執行役員 平成21年4月 当社取締役専務執行役員（現職） 三井住友海上火災保険株式会社取締役専務執行役員	(注) 3	8,600
取締役 常務執行役員	—	堀本 修平	昭和29年 8月19日生	昭和52年4月 住友海上火災保険株式会社入社 平成13年9月 同社北海道営業本部営業推進特命部長 平成13年10月 三井住友海上火災保険株式会社北海道本部企画特命部長（コンプライアンス・オフィサー） 平成15年4月 同社北海道本部企画特命部長 平成16年4月 同社北陸本部金沢支店長 平成18年8月 同社北陸本部金沢支店長兼企業品質管理部設立準備委員 平成18年9月 同社執行役員企業品質管理部長 平成20年4月 同社執行役員九州本部長兼同本部損害サポート・イノベーション本部長 平成21年4月 当社常務執行役員 三井住友海上火災保険株式会社取締役常務執行役員 平成21年6月 当社取締役常務執行役員（現職）	(注) 3	4,754

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 執行役員	—	鈴木久仁	昭和25年 9月15日生	昭和48年4月 大東京火災海上保険株式会社（現あいおい損害保険株式会社）入社 平成8年4月 同社千葉営業第三部長 平成10年7月 同社総合企画部長 平成11年4月 同社理事総合企画部長 平成12年3月 同社理事統合推進室長兼総合企画部長 平成12年4月 同社執行役員統合推進室長 平成13年4月 同社執行役員経営企画部長 平成14年4月 同社常務執行役員 平成14年6月 同社常務取締役 平成15年5月 あいおい生命保険株式会社専務執行役員 平成15年6月 同社取締役副社長 平成16年3月 あいおい損害保険株式会社専務執行役員 平成16年6月 同社専務取締役 平成20年6月 同社取締役専務執行役員 平成22年4月 当社取締役執行役員（現職） あいおい損害保険株式会社取締役社長（現職）	(注) 3	11,970
取締役 執行役員	—	米田正典	昭和25年 7月24日生	昭和49年4月 同和火災海上保険株式会社（現ニッセイ同和損害保険株式会社）入社 平成11年4月 同社収益対策本部長 平成12年4月 同社東京企業営業第一部長 平成13年4月 同社東京企業営業第三部長 平成15年6月 同社取締役東京企業営業第三部長 平成16年4月 同社取締役営業推進部長 平成18年4月 同社取締役常務執行役員 平成21年4月 同社取締役専務執行役員 平成22年4月 当社取締役執行役員（現職） ニッセイ同和損害保険株式会社取締役副社長執行役員（現職）	(注) 3	8,746
取締役 執行役員	—	池田克朗	昭和26年 9月8日生	昭和49年4月 大正海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社）入社 平成10年4月 同社運用本部金融サービス部長 平成11年6月 同社経理部長 平成15年6月 同社取締役執行役員経理部長 平成17年4月 同社取締役常務執行役員 平成18年4月 同社取締役常務執行役員金融サービス本部長 平成20年4月 当社取締役 平成21年4月 当社取締役常務執行役員 平成22年4月 当社取締役執行役員（現職） 三井住友海上火災保険株式会社取締役専務執行役員（現職）	(注) 3	11,200
取締役	—	関俊彦	昭和16年 2月28日生	昭和52年4月 東北大学法学部助教授 昭和59年4月 同大学法学部教授 平成12年4月 同大学大学院法学研究科教授 平成16年4月 同大学名誉教授（現職） 法政大学法科大学院教授（現職） 平成16年5月 弁護士登録 平成19年6月 三井住友海上火災保険株式会社取締役 平成20年4月 当社取締役（現職）	(注) 3	1,900
取締役	—	渡邊 顯	昭和22年 2月16日生	昭和48年4月 弁護士登録 銀座法律事務所（現阿部・井窪・片山法律事務所）弁護士 昭和57年4月 渡邊顯法律事務所弁護士 平成元年4月 成和共同法律事務所（現成和明哲法律事務所）弁護士（現職） 平成22年4月 当社取締役（現職）	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役	—	梅 津 光 弘	昭和32年 5月18日生	平成4年4月 平成17年4月 平成19年4月 平成19年6月 平成21年10月 平成22年4月	慶應義塾大学専任講師（国際センタ ー） 同大学商学部助教 同大学商学部准教授 ニッセイ同和損害保険株式会社取締役 慶應義塾大学商学部准教授兼国際センタ ー副所長（現職） 当社取締役（現職）	(注)3	—
取締役	—	角 田 大 憲	昭和42年 1月29日生	平成6年4月 平成15年3月 平成20年4月 平成22年4月	弁護士登録 森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律 事務所） 弁護士 中村・角田法律事務所（現中村・角田・ 松本法律事務所） 弁護士（現職） 当社監査役 当社取締役（現職）	(注)3	—
監査役 (常勤)	—	山 下 尚	昭和21年 7月7日生	昭和44年4月 平成8年11月 平成9年6月 平成10年3月 平成10年10月 平成12年4月 平成12年6月 平成13年10月 平成14年6月 平成16年4月 平成17年4月 平成18年4月 平成19年6月 平成20年4月 平成20年6月	大正海上火災保険株式会社（現三井住友 海上火災保険株式会社）入社 同社企業官公庁開発部長 同社証券運用部長 同社社長室部長 同社金融事業企画部長 同社社長室長 同社執行役員取締役社長室長 同社取締役執行役員金融サービス本部副 本部長兼金融サービス本部金融事業部長 同社常務取締役常務執行役員金融サービ ス本部長 同社専務取締役専務執行役員金融サービ ス本部長 同社取締役 副社長執行役員金融サービ ス本部長 同社特別顧問 同社常任監査役 当社常任監査役 当社監査役（現職） 三井住友海上火災保険株式会社監査役	(注)4	9,600
監査役 (常勤)	—	應 地 正 彦	昭和21年 3月9日生	昭和48年11月 平成3年6月 平成5年4月 平成9年7月 平成10年7月 平成12年4月 平成13年4月 平成14年4月 平成15年4月 平成16年4月 平成16年6月 平成19年6月 平成19年7月 平成20年6月 平成21年4月 平成21年6月 平成22年4月	大東京火災海上保険株式会社（現あいお い損害保険株式会社）入社 同社積立業務部長 同社大阪営業第一部長 同社商品開発部長 同社理事商品開発部長 同社執行役員商品開発部長 同社執行役員商品企画部長 同社常務執行役員近畿営業本部長 同社常務執行役員近畿営業本部長兼近畿 戦略室長 同社常務執行役員商品開発本部長 同社専務取締役商品開発本部長 同社取締役副社長商品本部長 同社取締役副社長 同社取締役副社長執行役員 同社取締役執行役員 同社監査役 当社監査役（現職）	(注)5	10,260

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	—	安田 莊 助	昭和18年 12月15日生	昭和54年4月 公認会計士登録 昭和55年6月 安田莊助税理士事務所代表 昭和58年2月 東京赤坂公認会計士共同事務所代表 平成5年7月 東京赤坂監査法人代表社員 平成11年10月 東京北斗監査法人(現仰星監査法人) 理事長代表社員 平成13年9月 日本プライムリアルティ投資法人監督役員(現職) 平成17年6月 三井住友海上火災保険株式会社監査役 平成20年1月 仰星監査法人代表社員 平成20年4月 当社監査役(現職) 平成21年1月 仰星監査法人特別顧問(現職) 仰星税理士法人代表社員(現職)	(注)4	—
監査役	—	野村 晋 右	昭和20年 6月13日生	昭和45年4月 弁護士登録 柳田法律事務所(現柳田国際法律事務所) 弁護士 平成18年6月 三井住友海上火災保険株式会社監査役 平成21年6月 野村総合法律事務所弁護士(現職) 平成22年4月 当社監査役(現職)	(注)5	—
監査役	—	手塚 裕 之	昭和36年 5月8日生	昭和61年4月 弁護士登録 西村眞田法律事務所(現西村あさひ法律事務所) 弁護士(現職) 平成19年6月 ニッセイ同和損害保険株式会社監査役 平成22年4月 当社監査役(現職)	(注)5	—
計						121,237

- (注) 1 取締役関 俊彦、渡邊 顯、梅津光弘及び角田大憲は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役安田莊助、野村晋右及び手塚裕之は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 平成22年6月29日付の定時株主総会での選任後平成22年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
- 4 平成20年4月1日付就任後平成23年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
- 5 平成21年12月22日付の臨時株主総会での選任後平成24年度に関する定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

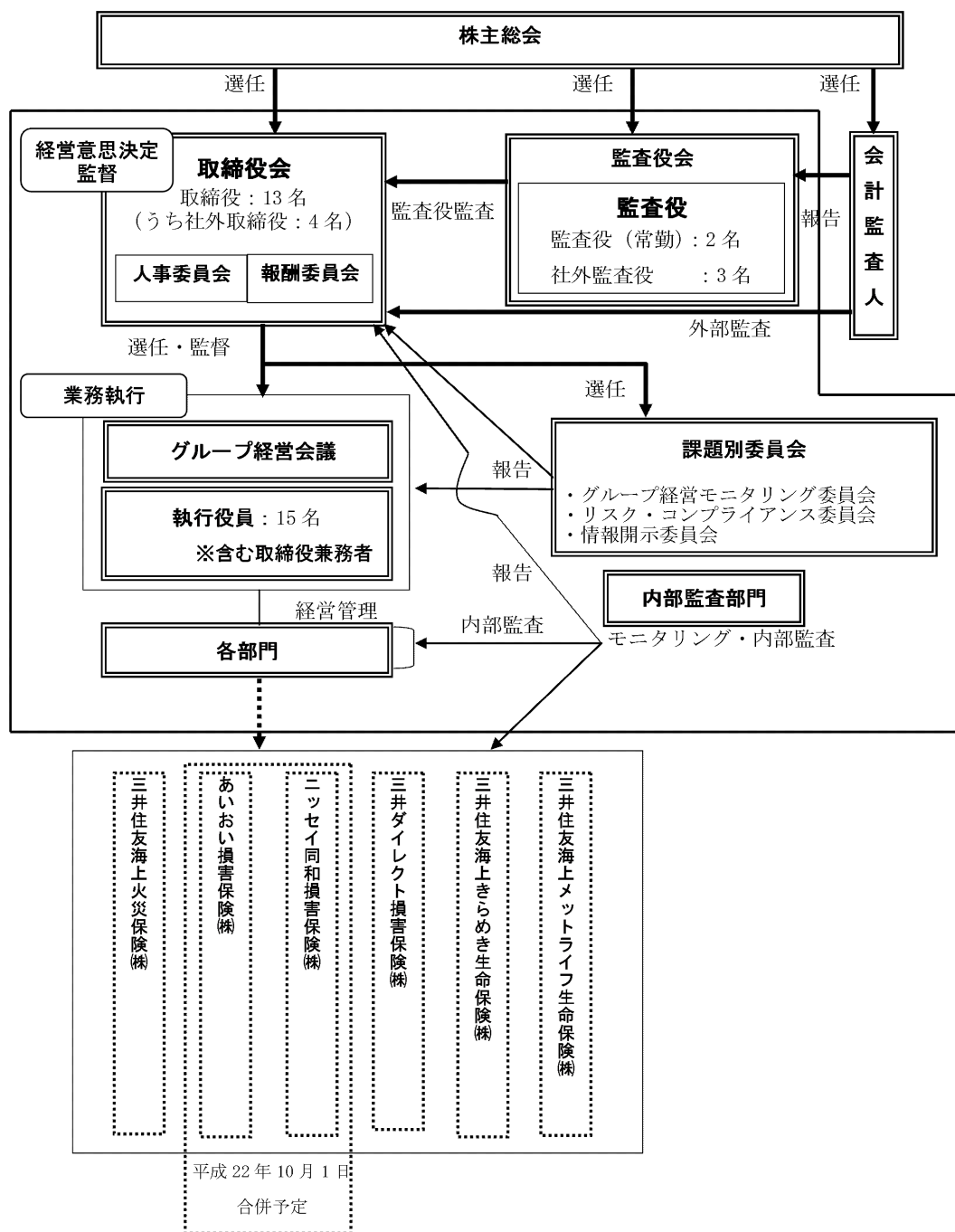
当社は、グループの事業を統括する持株会社として、「経営理念」のもと、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、長期的な安定と発展を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、企業価値の向上に努めております。そのため、「MS&ADインシュアランス グループ行動指針」において、グループの全役職員が業務のあらゆる局面で重視すべき行動の指針を定めると同時に、「MS&ADインシュアランス グループ行動指針」を当社及びグループ会社の全役職員へ浸透させるよう努めるとともに、グループ中期経営計画において、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を経営の重要課題として位置づけ、計画の推進に積極的に取り組んでおります。

① 会社の機関

イ 会社の機関の基本説明

当社は、監査役会設置会社として、取締役（会）及び監査役（会）双方の機能の強化、積極的な情報開示等を通じ、ガバナンスの向上に取り組んでおります。また、執行役員制度を導入し、経営意思決定及び監督を担う「取締役（会）」と業務執行を担う「執行役員」の役割を明確化してグループ経営管理の強化を図っております。加えて、経営から独立した社外人材の視点を取り入れて監視・監督機能を強化し、透明性の高い経営を行うため、取締役13名のうち4名、監査役5名のうち3名を社外から選任しております。また、取締役会の内部委員会として、「人事委員会」「報酬委員会」を設置し、委員の過半数及び委員長を社外取締役としております。

ロ 当社の経営体制（平成22年6月29日現在）



ハ 各機関の内容

a 取締役会

取締役会は、グループ全体の経営重要事項について論議・決定するとともに、取締役、執行役員の職務の執行を監督しております。これらの機能を一層強化するため、4名の社外取締役を選任しております。また、取締役会の内部委員会として社外取締役を過半数とする以下の委員会を設置することにより経営の監視・監督機能を強化し、透明性の高い経営を行っております。

・人事委員会

当社の取締役・監査役・執行役員の候補者及び当社が直接出資する子会社の取締役・監査役の選任等の重要な人事事項について審議し、取締役会に助言することとしております。

・報酬委員会

当社の取締役・執行役員の報酬及び当社が直接出資する子会社の役員報酬体系等について取締役会に助言することとしております。報酬委員会がその機能を十分に発揮するため、当社は、報酬委員会メンバーであ

る社外取締役の所属企業（又は法人）との間で取締役又は監査役の相互兼任を行っていません。

b 監査役会・監査役

監査役会は、常勤監査役2名、非常勤監査役（社外監査役）3名で構成されております。各監査役は、監査役会で定めた監査の方針・計画等に従い、取締役会その他の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、社内各部の監査、子会社の調査等により、取締役の職務の執行、内部統制等について監査しております。なお、監査役は必要に応じて会社費用により外部アドバイザーを活用することができます。

c グループ経営会議

グループ経営会議は、経営方針・経営戦略・会社及びグループの経営に関する重要な事項について協議するとともに、執行役員による決裁事項について、グループ経営会議規程に基づき、報告を受けることにより、具体的な業務執行のモニタリングを行っております。

d その他の機関

業務執行上の経営的重要事項に関する協議及び関連部門の意見の相互調整を図ることを目的に、課題別委員会を設置しております。委員会の協議結果は、必要に応じて担当役員が取りまとめ、取締役会、グループ経営会議等に報告しております。課題別委員会は以下のとおりであります。

・グループ経営モニタリング委員会（原則月2回）

当社が直接出資する子会社の取締役会及び経営会議等の付議事項について報告を受け、グループ会社の財務の健全性、リスク管理及び業務の適切性を確認しております。

・リスク・コンプライアンス委員会（原則年4回）

グループのリスク管理状況・コンプライアンス態勢のモニタリング及びこれらの重要事項の協議・調整等を行っております。

・情報開示委員会（原則年4回）

財務情報をはじめとする当社の企業情報を適正に開示できるよう、社内の業務プロセスを検証し、内部統制の有効性評価を行っております。

・ブランド委員会（原則年2回）

グループ全体のブランド戦略の方針・計画に関する協議・調整及び進捗管理を行っております。

② 内部統制システムに関する基本的な考え方

会社法及び会社法施行規則に基づき決定した「内部統制システムに関する方針」の概要は以下のとおりであり、本方針に基づき体制を整備しております。

1. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、グループ全体の事業を統括し、グループ全体の企業価値を最大化する観点から、当社が直接出資するグループ国内保険会社に対し、適切に株主権を行使します。
- (2) 当社は、直接出資するグループ国内保険会社との間で経営管理契約を締結し、同契約に基づき、グループの基本方針について遵守を求めるとともに、グループ国内保険会社の重要事項について、当社の承認又は当社への報告を求めるとします。また、原則として、孫会社については、経営管理契約に基づき、グループ国内保険会社が自らの子会社について適切に経営管理を行います。

2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、グループ経営計画を策定するとともに、その実現に向けて、事業分野別の目標数値を設定し、適切な経営資源の配分を行います。また、当社及び子会社の業務執行状況を取締役に報告します。
- (2) 当社は、迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度を導入するとともに社外取締役を選任し取締役の員数を15名以内とします。
- (3) 当社は、取締役及び執行役員の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、組織・職務権限規程等を制定し、遂行すべき職務及び職務権限を明確にします。

3. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及びグループ会社は、当社の取締役会が策定する「MS & ADインシユアランス グループ コンプライアンス基本方針」に従い、全役職員に対しコンプライアンス意識の徹底に取り組み、法令や社内ルール等を遵守し、高い倫理観に基づいた事業活動を行います。
- (2) 当社は、当社及びグループ会社におけるコンプライアンスの推進・徹底を図るため、コンプライアンス統括部門などの組織・体制を整備し、グループ全体のコンプライアンス推進状況を定期的にと取締役会に報告します。なお、コンプライアンス推進状況のモニタリングを行うためリスク・コンプライアンス委員会を設置するとともに、同委員会で確認された課題について必要な措置を講じます。
- (3) 当社及びグループ会社は、組織的又は個人による不正・違法・反倫理的行為について、全役職員が社内の窓口及び社外の弁護士に直接通報できるグループ内部通報制度を設けます。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（統合リスク管理体制）

- (1) 当社及びグループ会社は、当社の取締役会が策定する「MS&ADインシュアランス グループ リスク管理基本方針」に従って基本的な考え方を共有するとともに、各社の事情に応じて会社別のリスク管理方針を策定し、適切なリスク管理を実行します。
- (2) 当社の取締役会は、グループに内在する各種リスクを把握し統合リスク管理を適切に行うため、リスク管理部門などの組織・体制を整備します。また、リスク及びリスク管理の状況をモニタリングするため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会における協議結果（統合リスク管理（定量）確認結果を含む）に基づき、リスクの回避・削減などの必要な措置を講じます。
- (3) 当社は、グループ会社の危機管理・事業継続計画の整備状況を確認するとともに、グループ全体の危機管理・事業継続計画を整備します。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、監査役のうち最低1名は経理又は財務に関して十分な知識を有する者を選任します。
- (2) 当社及びグループ会社は、当社の取締役会が策定する「MS&ADインシュアランス グループ 情報開示統制基本方針」に従い、財務情報その他グループに関する情報を適時かつ適正に開示するための体制を整備します。
- (3) 当社は、公正な情報開示を担保するための情報開示委員会を設置し、当社及びグループ会社における財務報告に関する内部統制の整備・運用状況、並びに情報開示統制の有効性を検証します。

6. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社及びグループ国内保険会社は、当社の取締役会が策定する「MS&ADインシュアランス グループ 内部監査基本方針」に従い、グループ全ての業務活動を対象として内部監査体制を整備し、効率的かつ実効性のある内部監査を実行します。当社の内部監査部門は、当社及びグループ国内保険会社が実施した内部監査の結果等のうち重要な事項、被監査部門における改善状況等を当社の取締役会に報告します。

7. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程を制定し、取締役及び執行役員の職務の執行に係る文書その他の情報を適切に保存及び管理します。取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとします。

8. 監査役監査の実効性を確保するための体制

(1) 監査役を補助すべき使用人に関する体制

当社は、監査役を補助するため、監査役室を設け専任の従業員を置きます。また、監査役室の独立性に配慮し、監査役室の組織変更、上記従業員の人事異動及び懲戒処分を行うにあたっては監査役会の同意を得るほか、人事考課については監査役会が定める監査役と協議の上行います。

(2) 監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び執行役員は、法令に定める事項のほか、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報制度における通報状況及び内容を遅滞なく監査役会に報告します。
- ② 当社の従業員は、経営上重大な不正・違法行為、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、監査役会に直接報告することができるものとします。

(3) その他

- ① 監査役は、グループ経営会議等の重要な会議に出席します。
- ② 取締役会長、取締役社長及び代表取締役は、監査役会と定期的に意見交換を行います。また、内部監査部門は、監査役から求められたときは、監査役の監査に協力します。

③ 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、取締役会が策定した内部監査基本方針に基づき、グループ全ての業務活動を対象として内部監査体制を整備し、効率的かつ実効性のある内部監査を行っております。監査部は、有価証券報告書提出日現在、監査要員7名で運営しております。

また、監査役は、監査役会で定めた監査方針に基づき、取締役会その他の重要な会議への出席、社内各部の監査、子会社の調査等により、取締役の職務の執行、内部統制等について監査しております。監査役会は、常勤監査役2名、非常勤監査役（社外監査役）3名で構成されております。なお、社外監査役については、法律、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役の監査業務をサポートするため監査役室を設置し、専任スタッフを配置しております。

イ 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、定例の打合会により監査計画、監査実施状況、監査結果等について、会計監査人から報告・説明を受けております。

また、必要に応じ会計監査上の諸問題について意見・情報交換を行っております。

ロ 監査役と内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査部門は、定期的（原則、月1回）に連絡会を開催し監査方針、監査の実施状況等について意見・情報交換を行っております。

また、内部監査部門による監査結果は、全件監査役に報告されております。

ハ 内部統制部門との関係

監査役及び内部監査部門は、「MS&ADインシュアランス グループ 内部統制システムに関する基本方針」やその運用状況を踏まえ、内部統制部門に対する監査を行っております。内部統制部門は監査結果を踏まえ、内部統制の強化に向けた取組みを進めております。

④ 会計監査の状況

あずさ監査法人を会計監査人に選任しており、森 公高氏、平栗郁朗氏及び久野佳樹氏が監査業務を執行しております。また、監査業務に係る補助者の人数は、公認会計士7名、その他16名であります。

⑤ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社では、社外取締役4名と社外監査役3名を選任しております。これらの社外役員と当社との間に特別な利害関係はありません。また、これらの社外役員につきまして、当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

社外役員の存在は、取締役会の監視・監督機能の強化、透明性の高い経営の確保に寄与しています。また、社外役員から法律及び会計等の専門家としての知識や経験に基づくアドバイスを受けることで、重要な業務執行の決定を適切に行う体制を確保することができます。

⑥ 責任限定契約の締結

氏 名		責任限定契約の内容の概要
社外取締役	関 俊 彦 渡 邊 顯 梅 津 光 弘 角 田 大 憲	当社は各氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額となります。
社外監査役	安 田 莊 助 野 村 晋 右 手 塚 裕 之	

※会計監査人について、該当事項はありません。

⑦ 役員報酬等

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)
取締役 (社外取締役を除く)	9名	229
監査役 (社外監査役を除く)	2名	51
社外役員	6名	49

(注) 報酬等はすべて基本報酬であります。

ロ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

各取締役の報酬等の額については、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、業績向上に向けたインセンティブとしての機能、長期的な企業利益・企業価値への貢献、グローバル企業として競争力のある報酬水準などを勘案のうえ、透明性を確保するため社外役員が過半数を占める報酬委員会における審議を経たうえで決定することとしております。各監査役の報酬等の額については、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査役の協議により決定することとしております。

なお、株主総会の決議により、取締役の報酬は年額5億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）（うち社外取締役年額6,000万円以内。）、監査役の報酬は年額1億1,000万円以内とする旨を定めております。

⑧ 株式の保有状況

イ 最大保有会社（三井住友海上火災保険株式会社）の状況

- a. 保有目的が純投資目的以外の目的の投資株式は1,930銘柄、その貸借対照表計上額は1,768,948百万円であり
ます。
- b. 保有目的が純投資目的以外の目的の投資株式（みなし保有株式及び非上場株式を除く）のうち、当事業年度の貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄は以下のとおりであります。

銘柄	株式数	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
トヨタ自動車株式会社	65,166,900	244,050	総合的な取引関係の維持・強化を目的とする戦略投資
本田技研工業株式会社	35,039,700	115,631	
パナソニック株式会社	32,605,000	46,625	
株式会社デンソー	15,147,600	42,186	
三井物産株式会社	24,726,000	38,844	
伊藤忠商事株式会社	45,650,000	37,387	
シャープ株式会社	30,658,022	35,839	
住友商事株式会社	33,227,840	35,719	
任天堂株式会社	942,000	29,484	
富士フイルムホールディングス株式会社	8,600,300	27,692	

- c. 保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益は以下のとおりであります。

	当事業年度末			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	260	—	0	35
非上場株式	—	—	—	—

- d. 投資株式のうち、当事業年度中に保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものはありません。

- e. 投資株式のうち、当事業年度中に保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものはありません。

ロ 提出会社の状況

該当事項はありません。

⑨ 取締役の定数

当社では、取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

⑩ 取締役の選解任の決議要件

当社では、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとしております。

⑪ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

- イ 当社では、環境変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。
- ロ 当社では、社外取締役及び社外監査役を招聘するに当たり、取締役及び監査役の責任を合理的な範囲にとどめることにより、それぞれが職務の執行に際して期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

また、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額としております。

- ハ 当社では、株主への利益配分の機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑫ 株主総会の特別決議要件の変更

当社では、株主総会における円滑な意思決定を行うために、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	12	—	20	78
連結子会社	157	27	159	—
計	169	27	179	78

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMG台湾等に対して、監査証明業務及び非監査業務に基づく報酬として160百万円を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMG LLP(Singapore)等に対して、監査証明業務及び非監査業務に基づく報酬として257百万円を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務・税務デュー・デリジェンスに係るアドバイザー業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

決定方針の定めはありませんが、監査に要する日数、監査人の人数等を総合的に勘案して決定しております。